

## 指定訪問介護事業

サービスの料金と利用者負担額について

- ① 介護保険からの給付サービスを提供した際は、原則として負担割合証に応じた負担額（1割又は一定以上の所得のある利用者は2割又は3割）となります。
- ② 介護保険給付の範囲を超えたサービスの利用については全額自己負担となります。
- ③ 下記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた目安の時間を基準とします。
- ④ やむを得ない事情で、かつ利用者及び家族の同意を得て、訪問介護員等が2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。
- ⑤ 1時間30分を超えるサービス提供に係る料金は、サービス内容によって異なるため、詳細はその都度ご相談下さい。

◆訪問介護費（基本料金）（1回につき）

サービスの種類・時間等		1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	166円	332円	498円
	20分以上 30分未満	249円	498円	747円
	30分以上 60分未満	395円	790円	1,185円
	60分以上 90分未満	577円	1,154円	1,731円
生活援助	20分以上 45分未満	182円	364円	546円
	45分以上	224円	448円	672円
通院等乗降介助		98円	196円	294円

◆サービス提供の時間帯により上記の基本料金に以下の料金が加算されます。

提供時間帯	早朝	夜間	深夜
時間帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～翌午前6時
加算割増	25%増し	25%増し	50%増し

※ 上記以外に加算されるサービス費があります。